

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

2023年10月10日

国家公安委員会
経済産業大臣 西村 康稔 殿
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 殿

東京都千代田区飯田橋 2-18-3
株式会社日建設計
企画開発部門 新領域開拓グループ
プリンシパル 石川貴之

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社が新規に運用を予定する「STAAS(Street as a Service)」(以下、「本事業活動」という。)は、オンラインプラットフォームを活用し、道路の管理・運営を手掛ける主体と、道路上で移動式の飲食・小売事業を手掛ける主体等をマッチングすることで、道路空間の利活用の効率化を実現し、もって国内で活発化する地方公共団体や、エリアマネジメント団体、サービス提供主体による道路空間ほか公共空間の価値の再構築・利活用を推進し、支援するものである。以下、詳述する。

(1) 背景と課題認識

道路空間は主に通行の用に供するものであり、これまでは通行目的外の活用を行う場合は厳しい条件が課されていたが、2020年6月3日にウォークアブル推進法（改正都市再生特別措置法）が成立し、同年11月25日施行の改正道路法では歩行者利便増進道路制度が創設されるなど、社会インフラとして道路を多面的に活用する方針転換が国レベルで進められている。

道路空間ほか公共空間の効率的かつ柔軟な利活用は、賑わいのある街並み形成や、地域経済効果の創出等が期待でき、中心市街地の空洞化に悩む地方公共団体やまちづくり団体の高い関心を集めている。例えば、国土交通省が公募する「ウォークアブル推進都市」には、2023.5.31時点で351地方公共団体が名を連ねる。

しかしながら現場においては、多種多様な道路利活用を従前と同水準の安全性や公平性を担保しつつ効率的・計画的かつ反復継続的に行う上での課題が生じている。

具体的には、道路占用許可等の取得の要否判断が、各地域の道路管理者や交通管理者により一様でなく、申請プロセスも複雑であるため、運用企画・空間計画・申請業務に多大な労力を要することが挙げられる。

また、地方公共団体やまちづくり団体等が道路利活用を企画する場合も、申請手続き時点で、道路使用者等の申請事項が確定していないと各種申請手続き自体を開始することができない制度

運用が慣例化しており、事実上、効率性や反復継続性が失われ、上記の多面的な道路利活用の社会実装を阻害する要因となっている。

以上の事情が主たる要因となり、道路利活用を希望する移動式の飲食や小売等を手掛ける事業主体と、地方公共団体やまちづくり団体をマッチングする作業は個別事案ごとの対応とならざるを得ず、ましてやプラットフォームの構築・運営は実現のハードルが極めて高い。結果として、多種多様な道路利活用の事例や、安全かつ効率的な制度運用の先駆的な改善事例が生まれづらいという悪循環が生じている。

(2) 事業の概要

そこで、本事業活動では、以下の主たる2つの機能を有するサービス(役務)の提供を通じて、安全性や公平性を考慮した、効率的・計画的、反復継続的な道路利活用の実現を図る。

① 道路利活用を目論む地方公共団体又はまちづくり団体等(以下、「ストリートマネジャ」という)に対し、安全性・公平性・効率性・計画性を満たす道路利活用を実現するために必要な、運用企画・空間計画・申請手続に係る書式や一連のプロセスを、コンサルティングサービスやオンラインシステムを介して、ワンストップで提供する(以下、「ワンストップ計画支援機能」という)

② ストリートマネジャが、道路上で利便増進機能を提供しようとする主体(本サービス利用規約記載の登録拒否事由や禁止事項(7.その他(2)を参照)に該当しない物販・飲食・役務の提供者など。以下、「ストリートサービサー」という)を反復継続的に募集・選定するためのオンラインプラットフォーム(各種登録情報や履歴等の全部または一部の開示により、上記①の過程で意図された安全性、公平性、効率性、計画性を担保するようにシステム設計されたもの)を提供する(以下、「利活用マッチング機能」という)

(3) 事業の目標

前述したとおり、法改正等の国レベルの方針展開がなされたとしても、現場レベルにおいて、道路利活用の具体的な申請方法が慣例的なままでは、効率的に道路利活用を行うことが難しく、公民の需要があるにもかかわらず、全国的な取り組みにまで波及することが困難であった。

そこで、本事業活動により、350を超えるウォークアブル推進都市や、国内主要都市の中心市街地等を中心に、道路空間ほか公共空間の効率的かつ柔軟な利活用を実現し、賑わいのあるウォークアブルなまちづくりと、地域経済効果の創出を両立することを目標とする。

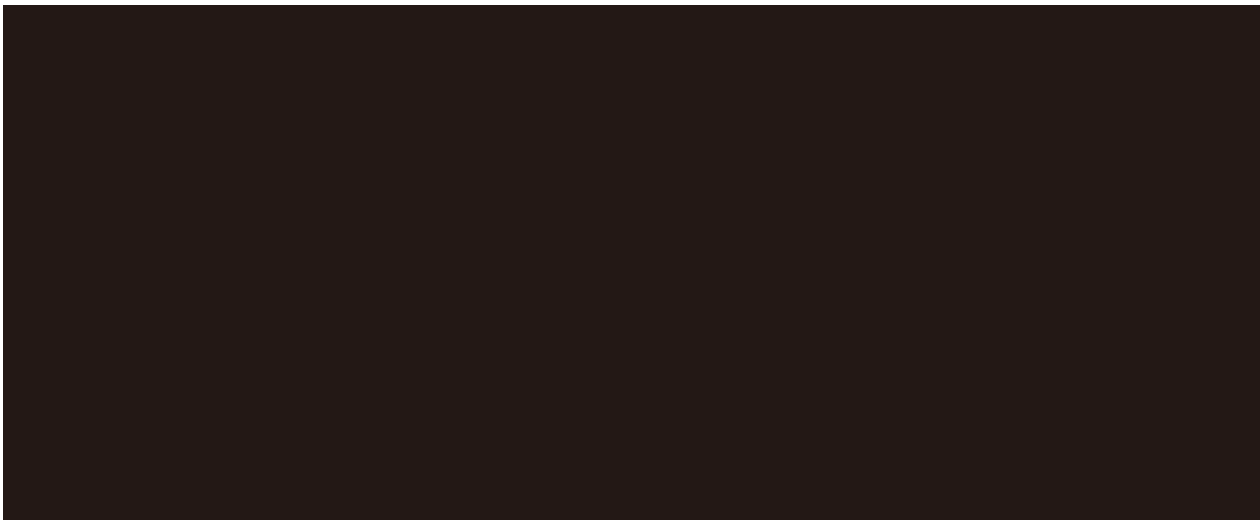
2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の提供又は開発」に該当する。

当該役務は前述した道路利活用の課題に対応し、ウォークアブル推進、賑わい創出、地域経済効果の創出を目指す数百都市のニーズに応えるものである。特に、利活用マッチング機能により、道路の利活用効率(=生産性の向上)と頻度(=新たな需要の獲得)が飛躍的に向上することが見込まれる。

課題	本事業活動により生産性の向上又は需要の獲得が見込まれる理由
<p>道路占用許可等の取得の要否判断が、各地域の道路管理者（道路法の適用を受ける道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道）を管理する主体。道路法第18条参照。）や交通管理者（道路上の交通を管理する者という意味で用いられる実務上の定義であり、公安委員会及び警察をいう。交通管理者は、道路の新設・改良、地区開発、土地区画整理事業等を、道路管理者と協議しながら推進する役割を担っている。）により一様でなく、申請プロセスも複雑であるため、運用企画・空間計画・申請業務に多大な労力を要する。</p>	<p>ワンストップ計画支援機能の提供により、利活用の事前準備段階で発生するストリートマネージャの申請業務に係る労力を削減する（生産性の向上）。</p>
<p>地方公共団体やまちづくり団体等が道路利活用を企画する場合も、申請手続き時点で、<u>道路使用者等の申請事項が確定していないと、各種申請手続き自体を開始することができない</u>制度運用が慣例化しており、事実上、効率性や反復継続性が失われ、多面的な道路利活用を阻害する要因となっている。</p>	<p>ワンストップ計画支援機能の提供により、適法性の担保を前提とした、安全性・公平性・効率性・計画性を満たす、柔軟な道路運用方法を提示し、適法性の担保に係る懸念と、運用企画・空間計画の策定・調整に係る労力を削減する（生産性の向上）。</p>
<p>道路利活用を希望する移動式の飲食・小売事業を手掛ける主体と、地方公共団体やまちづくり団体とをマッチングするプラットフォームは現状ない。</p>	<p>グレーゾーン解消制度の結果を踏まえた利活用マッチング機能の提供により、安全性・公平性・効率性・計画性を担保しながら、ストリートマネージャと、多様なストリートサービサーの反復継続的なマッチングを提供する（新たな需要の獲得）。</p>

具体的には、本事業活動の実現によって、下記の地域経済効果の創出と、需要獲得が見込まれる。





3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

本事業活動の役務は、当社及び当社のグループ会社が連携して実施する。本事業活動を利用するストリートマネージャ、ストリートサービサーの関係図は以下のとおり。

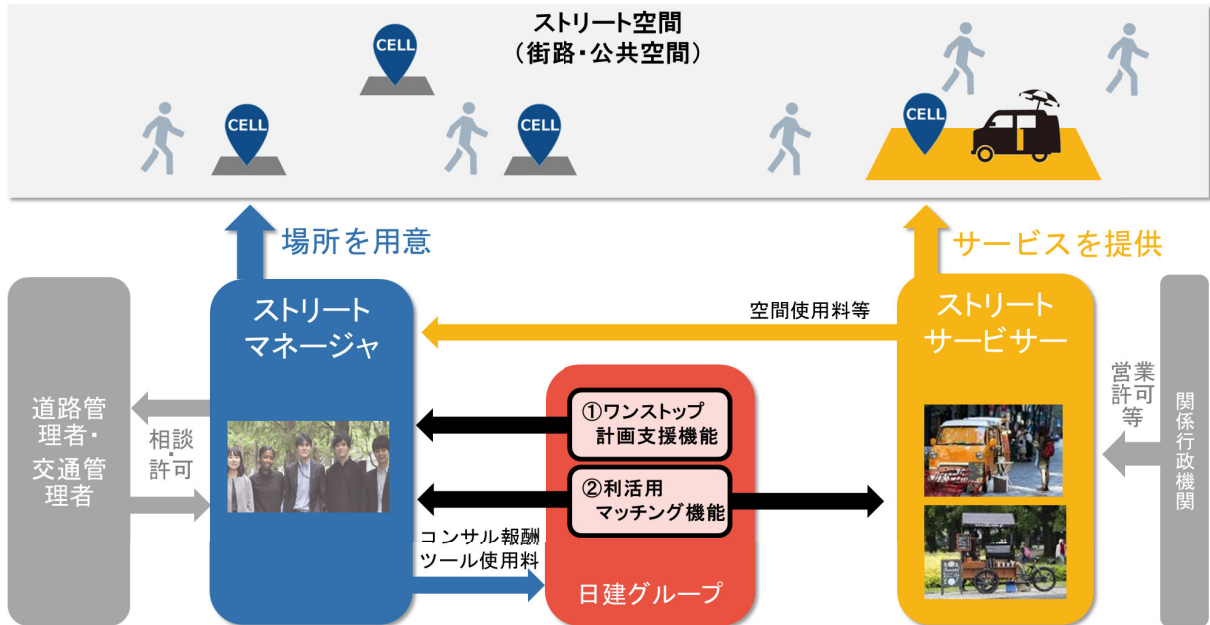
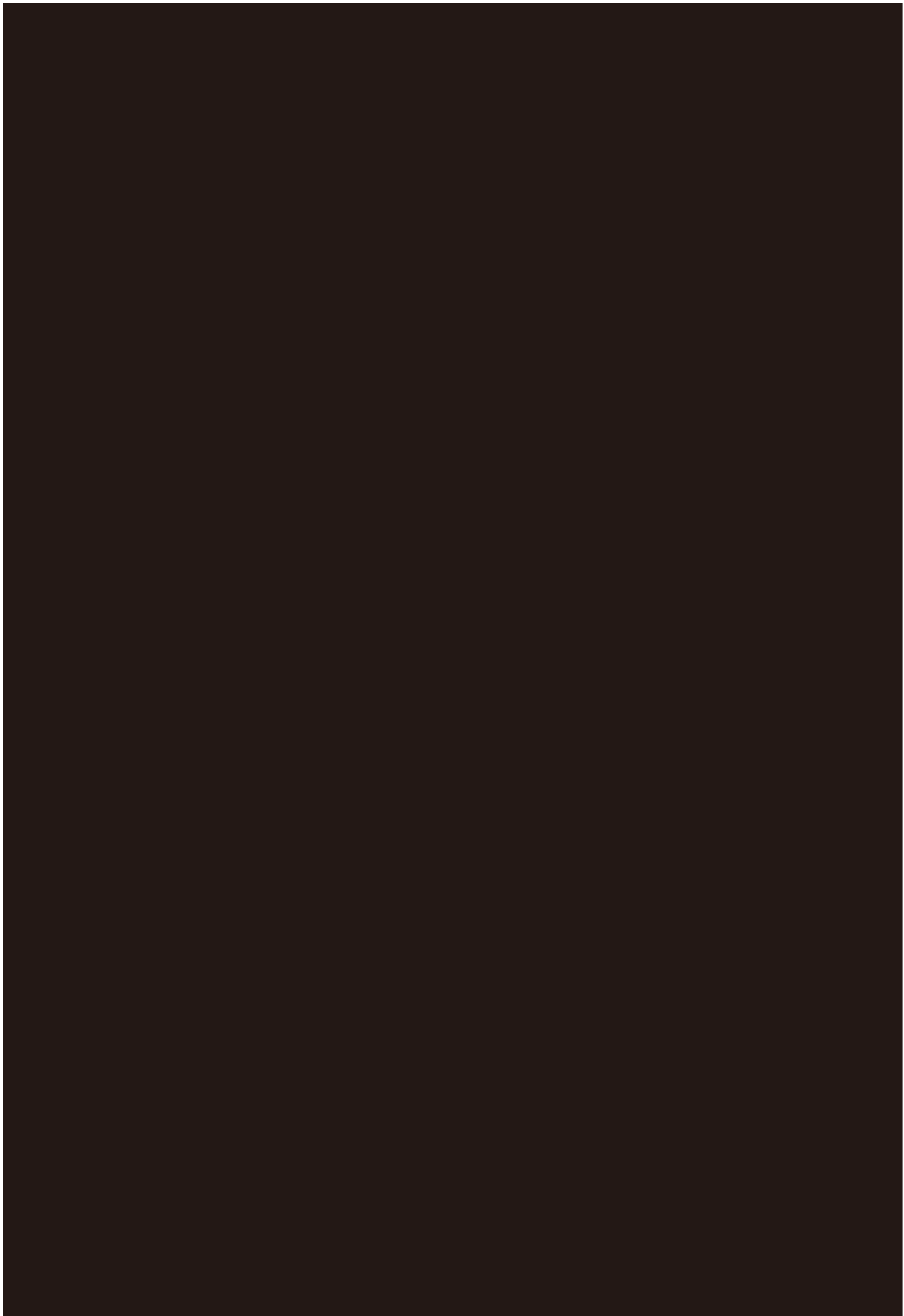
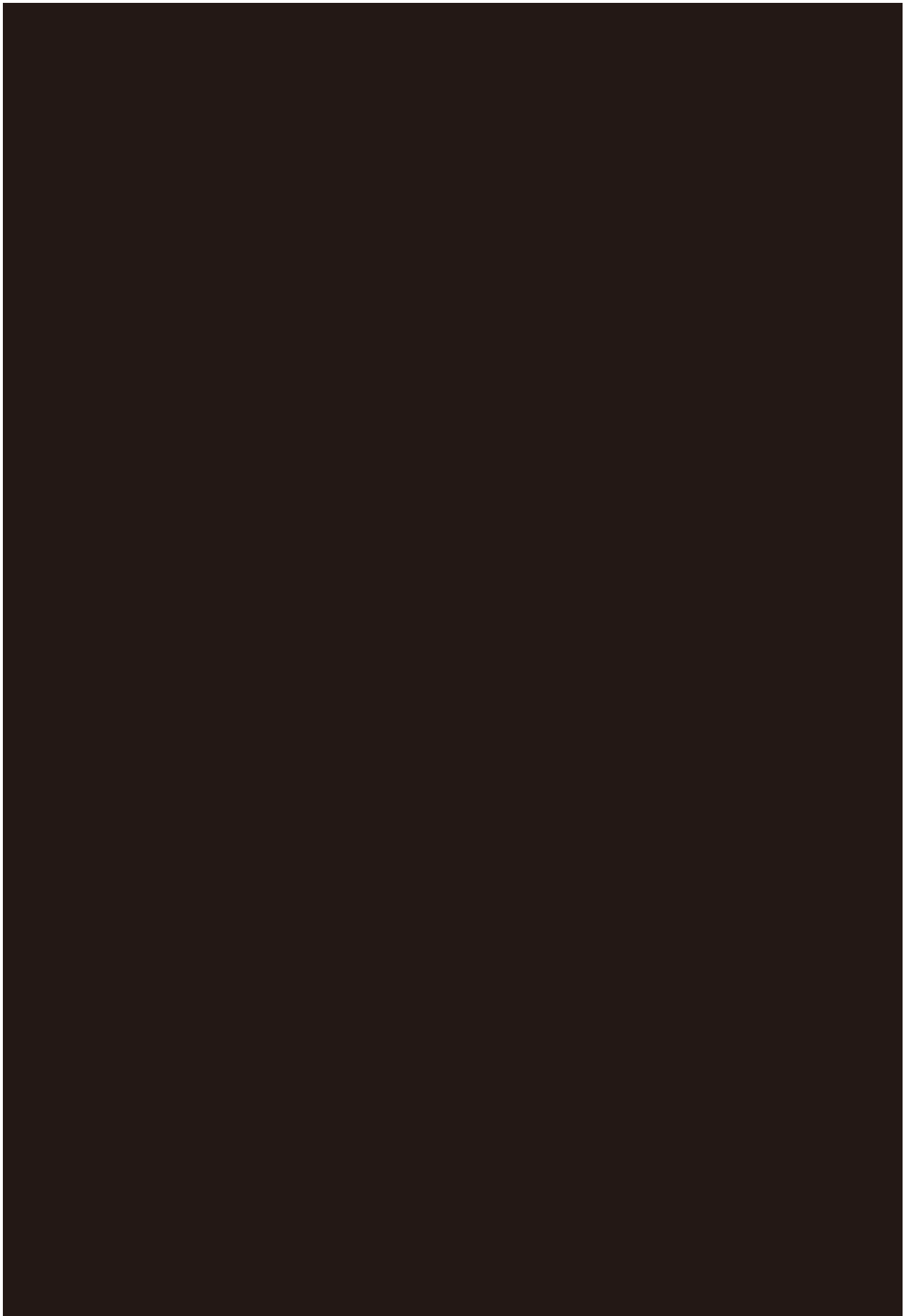


図 事業実施主体のイメージ









5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

以下、本事業活動に関連する規定を抜粋の上、特に確認を求める規制内容に関連する条項については、黄色罫線で示す。

【道路法】

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

(中略)

六 露店、商品置場その他これらに類する施設

七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的

二 道路の占用の期間

三 道路の占用の場所

四 工作物、物件又は施設の構造

五 工事実施の方法

六 工事の時期

七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

(略)

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

(中略)

三 前条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（以下「歩行者利便増進施設等」という。）で、第四十八条の二十第一項に規定する歩行者利便増進道路（第四十八条の二十一の技術的基準

に適合するものに限る。第四十八条の二十三第一項、第三項及び第五項、第四十八条の二十四第一項並びに第四十八条の二十七第二項第二号において同じ。)の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域(以下「利便増進誘導区域」という。)内に設けられるもの(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)

(中略)

3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

5 前二項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。

(略)

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(道路に関する禁止行為)

第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

(道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例)

第四十八条の六十四 道路協力団体が第四十八条の六十一各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第二十四条本文並びに第三十二条第一項及び第三項の規定の適用については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による承認又は許可があつたものとみなす。

【道路交通法】

(道路の使用の許可)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長(以下この節において「所轄警察署長」という。)の許可(当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)を受けなければならない。

(中略)

三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者

四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定

めたものをしようとする者

2 前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

一 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。

二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき。

三 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。

3 第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

4 所轄警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

5 所轄警察署長は、第一項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。

6 所轄警察署長は、第三項又は第四項の規定による条件に違反した者について前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りでない。

7 第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第五項の規定により当該許可が取り消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。

(罰則 第一項については第百十九条第一項第十二号の四、第百二十三条 第三項及び第四項については第百十九条第一項第十三号、第百二十三条 第七項については第百二十条第一項第十三号、第百二十三条)

(許可の手續)

第七十八条 前条第一項の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

2 前条第一項の規定による許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行なうことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。

3 所轄警察署長は、前条第一項の規定による許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4 前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、所轄警察署長に届け出て、許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

5 第三項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、所轄警察署長に許可証の再交付を申請することができる。

6 第一項の申請書の様式、第三項の許可証の様式その他前条第一項の許可の手續について必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第九号)

【道路交通法施行規則】

(道路使用許可証の様式等)

第十条 法第七十八条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

二 道路使用の目的

三 道路使用の場所又は区間

四 道路使用の期間

五 道路使用の方法又は形態

六 現場責任者の住所及び氏名

2 法第七十八条第一項の申請書及び法第七十八条第三項の許可証の様式は、別記様式第六のとおりとし、申請書は、二通提出するものとする。

3 前項の申請書には、道路使用の場所又は区間の付近の見取図その他の第一項各号の事項を補足するために公安委員会が必要と認めて定めた書類を添付しなければならない。

4 法第七十七条第一項第四号に掲げる行為について当該都道府県の条例（市町村の条例を含む。）により公安委員会に届出をし、又は許可を受けなければならないこととされている場合において、その届出書又は許可の申請書に第一項に定める事項が記載されているときは、第二項の規定にかかわらず、当該届出書又は許可の申請書を法第七十八条第一項の申請書とみなす。

5 法第七十七条第一項第四号に掲げる行為について当該都道府県の条例（市町村の条例を含む。）により公安委員会の許可を受けなければならないこととされている場合において、その許可書に別記様式第六に定める事項が記載されており、かつ、所轄警察署長が許可の旨及び付すべき条件を併せて記載したときは、第二項の規定にかかわらず、当該許可書を法第七十八条第三項の許可証とみなす。

（道路使用許可証の記載事項の変更の届出）

第十一条 法第七十八条第四項に規定する許可証の記載事項の変更の届出は、別記様式第七の届出書及び当該許可証を提出して行なうものとする。

【都市再生特別措置法】

第四款 道路の占用の許可基準の特例

第六十二条 都市再生整備計画の区域内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都市再生整備計画の計画期間内に限り、都市再生整備計画に記載された第四十六条第十項に規定する事項に係る施設等のための道路の占有（同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占有をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等（当該指定に係る種類のものに限る。）のためのものであること。

二 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域（以下この条において「特例道路占有区域」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占有区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、特例道路占有区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

4 前二項の規定は、特例道路占有区域の指定の変更又は解除について準用する。

5 第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、都市再生特別措置法第四十六条第十項の措置を記載した書面を添付して、」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

【中心市街地の活性化に関する法律】

(道路の占用の特例)

第四十一条 認定中心市街地の区域内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、認定基本計画の計画期間内に限り、認定基本計画に記載された第九条第四項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用（同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等（当該指定に係る種類のものに限る。）のためのものであること。

二 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域（以下この条において「特例道路占用区域」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

4 前二項の規定は、特例道路占用区域の指定の変更又は解除について準用する。

5 第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第四項の措置を記載した書面を添付して、」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

確認事項	当社の考え
<p>照会事項① 本照会書3（2）記載の当社の新事業活動におけるストリートマネジャが、「前項の（占用）許可を受けようとする者」（道路法第32条第2項。以下、便宜上、「占用申請者」という。）として道路の占用許可の申請を行い、「第一項の規定による許可を受けた」場合（「道路占用者」）（同条第3項）は、当該許可条件の範囲内においては、別途ストリートサービサーが、同法第32条第1項にいう「道路管理者の許可」を得なければならない法的義務は負わず、あえて占用申請とその許可を得ずとも、同法第43条第2号に反しないことを確認したい。</p>	<p>本事業活動が、道路法の目的たる公共の福祉の増進に資する道路や歩行者の安全性と、道路占有における公平性（第四十八条の二十三等）を担保するものであることに加え、同法において、道路占用者による占用許諾（いわば「転占用」のような法的な関係性）の可否については特段規定がなされていない。 また、参考に示すガイドライン中に記載のあるとおり、すでに、道路利活用の先駆的な事例において、占用申請者及び道路占用者と、占用の実施主体が一致していない態様での占用が認められている。 このことから、本事業活動において、ストリートマネジャが「占用申請者」、及び、「道路占用者」に該当し、道路占用の許可を受けた</p>

	<p>場合は、当該許可条件の範囲内であれば、別途ストリートサービサーにおいて道路占用の許可を得なければならない法的義務はなく、ストリートサービサーによる道路占有は同法第43条第2号に抵触しない。</p> <p>参考) 国交省：道路空間利活用に関するガイドライン (福井市の事例を参照) https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001479468.pdf</p>
<p>照会事項② 本照会書3(2)記載の当社の新事業活動におけるストリートマネジャ又はストリートサービサーが、「前項の(占有)許可を受けようとする者」(道路法第32条第2項。以下、便宜上、「占有申請者」という。)として道路の占有許可の申請を行い、「第一項の規定による許可を受けた」場合(「道路占有者」)(同条第3項)は、別途STAAS運営主体である照会者が、同法第32条第1項にいう「道路管理者の許可」を得なければならない法的義務は負わず、あえて占有申請とその許可を得ずとも、同法第43条第2号に反しないことを確認したい。</p>	<p>本事業活動が、道路法の目的たる公共の福祉の増進に資する道路や歩行者の安全性と、道路占有における公平性(第四十八条の二十三等)を担保するものであることに加え、同法において、道路占有者による占有許諾(いわば「転占有」のような法的な関係性)の可否については特段規定がなされていない。</p> <p>かつ、参考に示すガイドライン中に記載のあるとおり、すでに、道路利活用の先駆的な事例において、占有申請者及び道路占有者と、占有の実施主体が一致していない態様での占有が認められている。</p> <p>このことから、本事業活動において、ストリートマネジャ又はストリートサービサーが「占有申請者」、及び、「道路占有者」に該当し、道路占用の許可を受けた場合は、別途STAAS運営主体である照会者において道路占用の許可を得なければならない法的義務はなく、同法第43条第2号に抵触しない。</p> <p>参考) 国交省：道路空間利活用に関するガイドライン (福井市の事例を参照) https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001479468.pdf</p>
<p>照会事項③ 本照会書3(2)記載の当社の新事業活動におけるストリートマネジャ及びSTAAS運営主体である照会者が、ストリートサービサーから、利用料(前者が受領する可能性のあるものとして区画利用料(占有料相当額を含む)、後者が受領する可能性があるものとして本サービス利用料)の支払いを受けることは、道路の占有につき「道路管理者」が占有料を徴収することができることを定める道路法第39条1項において排斥されていないことを確認したい。</p>	<p>本事業活動が、道路法の目的たる公共の福祉の増進に資する道路や歩行者の安全性と、道路占有における公平性(第四十八条の二十三等)を担保するものであることに加え、以下①～③の事情を考慮すれば、左記の支払いを受けることは道路法第39条1項において排斥されていないと評価すべきである。</p> <p>①「占有料」の徴収に係る規定がもとより土地の賃貸借契約における賃料を前提として規定されたものである^{※)}ことから、占有料の金額設定自体は、純粋な行政行為ではなく、私法上の行為の側面を有していること</p> <p>※) 道路占有料の使用料率を定める際は国の庁</p>

	<p>舎等の使用又は収益を許可する場合の土地の使用料の算定基準が参考となる（国土交通省 道路局路政課道路利用調整室作成「道路占用料改定のポイント」及び「道路占用料算定のための使用料率調査について」、ならびに、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和33年蔵管第1号）別添参照）</p> <p>②参考に示すガイドライン中に記載のあるとおり、すでに道路占用者が具体的な占用過程において第三者にその実施態様の全部または一部を委託することは占用許可制度上も許容された上、運営されている こと</p> <p>③占用許可を受けたのちの経済活動の自由は、明確な規定がない限り制約されてはならないこと</p> <p>参考) 国交省：「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するガイドライン https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001479468.pdf</p>
<p>照会事項④</p> <p>本照会書3（2）記載の当社の新事業活動におけるストリートマネジャが、申請時には具体的なストリートサービサーそれぞれの事業者名や事業実施時期、区画までは決定していないものであっても、別添資料で示す程度に目的、期間、場所等が確定していれば、道路法第32条第1項に規定する道路占用許可の申請を行うことができることを確認したい。</p>	<p>本事業活動が、道路法の目的たる公共の福祉の増進に資する道路や歩行者の安全性と、道路占有における公平性（第四十八条の二十三等）を担保するものであることに加え、先述のとおり、道路占用者が具体的な占用過程において、第三者にその実施態様の全部または一部を委託することは占用許可制度上も許容されている。</p> <p>また、参考に示すガイドライン中の記載にあるとおり、すでに道路利活用の先駆的な事例において、占用申請時に占用の実施主体が決まっていない、即ち占用申請者及び道路占用者と、占用の実施主体とが一致していない態様での占用が認められていること等から、左記の解釈・適用は適法であると評価すべきである。</p> <p>参考) 国交省：「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するガイドライン https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001479468.pdf</p> <p>なお、一時的に実施されるものに限らず、特定の曜日等に継続的かつ反復的に行われることが見込まれる路上イベントの道路占用申請については、国交省から、「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用許可基準」（国道利第28号平成17年3月17日付け通知の別紙）により基準が示されているが、</p>

	<p>当該基準は、あくまで地方公共団体の意見添付や、一定の占用主体による２回目以降の申請の省略化（上記ガイドライン第３の４参照）という、道路占用を許可する前提枠組みを示すものである。</p>
<p>照会事項⑤ 本照会書３（２）記載の当社の新事業活動におけるストリートマネジャは、ストリートサービサーによる露店等の出店を一体として取りまとめている場合には、道路交通法第 78 条第 1 項に規定する「許可を受けようとする者」に該当し、当該道路使用許可の申請を行うことができることを確認したい。</p>	<p>本事業活動が道路交通法の趣旨である安全性の確保を担保するものであることのほか、道路交通法において、使用申請は占用申請と併せて申請される場合には一括で判断されることが想定されており、あくまで占用許可の主体における使用態様が許可の対象となっているように読める。</p> <p>また、参考に示すガイドライン中の記載にあるとおり、すでに、道路利活用の先駆的な事例において、使用申請者と、実際の使用主体が一致していない態様での使用が認められていること等から、左記の解釈・適用は適法であると評価すべきである。</p> <p>参考) 国交省：「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するガイドライン https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001479468.pdf</p>
<p>照会事項⑥ 本照会書３（２）記載の当社の新事業活動におけるストリートマネジャが包括して道路使用許可の申請を行う場合において、ストリートサービサーとなる事業者が未定であっても、当該行為の目的、期間、場所及び形態等が決定していれば、道路交通法第 78 条第 1 項に規定する道路使用許可の申請を行うことができることを確認したい。</p>	<p>本事業活動が道路交通法の趣旨である安全性の確保を担保するものであることのほか、先述のとおり、道路使用許可を受けた使用者が、具体的な使用過程において、第三者にその実施態様の全部または一部を委託することは使用許可制度上も許容され、運用されている。</p> <p>また、下記参考に示すガイドライン中の記載にあるとおり、すでに、道路利活用の先駆的な事例において、使用申請者と、使用の実施主体が一致していない態様での使用が認められていること、同事例において、使用許可に伴って法令が求める資料以外の追加資料も参照されていること等から、左記の解釈・適用は適法であると評価すべきである。</p> <p>参考) 国交省：「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するガイドライン https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001479468.pdf</p>

備考：本事業活動の実施に関連して、警察庁がホームページにおいて、すでに運用を実施してい

る旨を公表している事項

警察庁：道路使用許可の概要、申請手続等

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seibi2/shinsei-todokede/dourosiyoukyoka/permission.html>

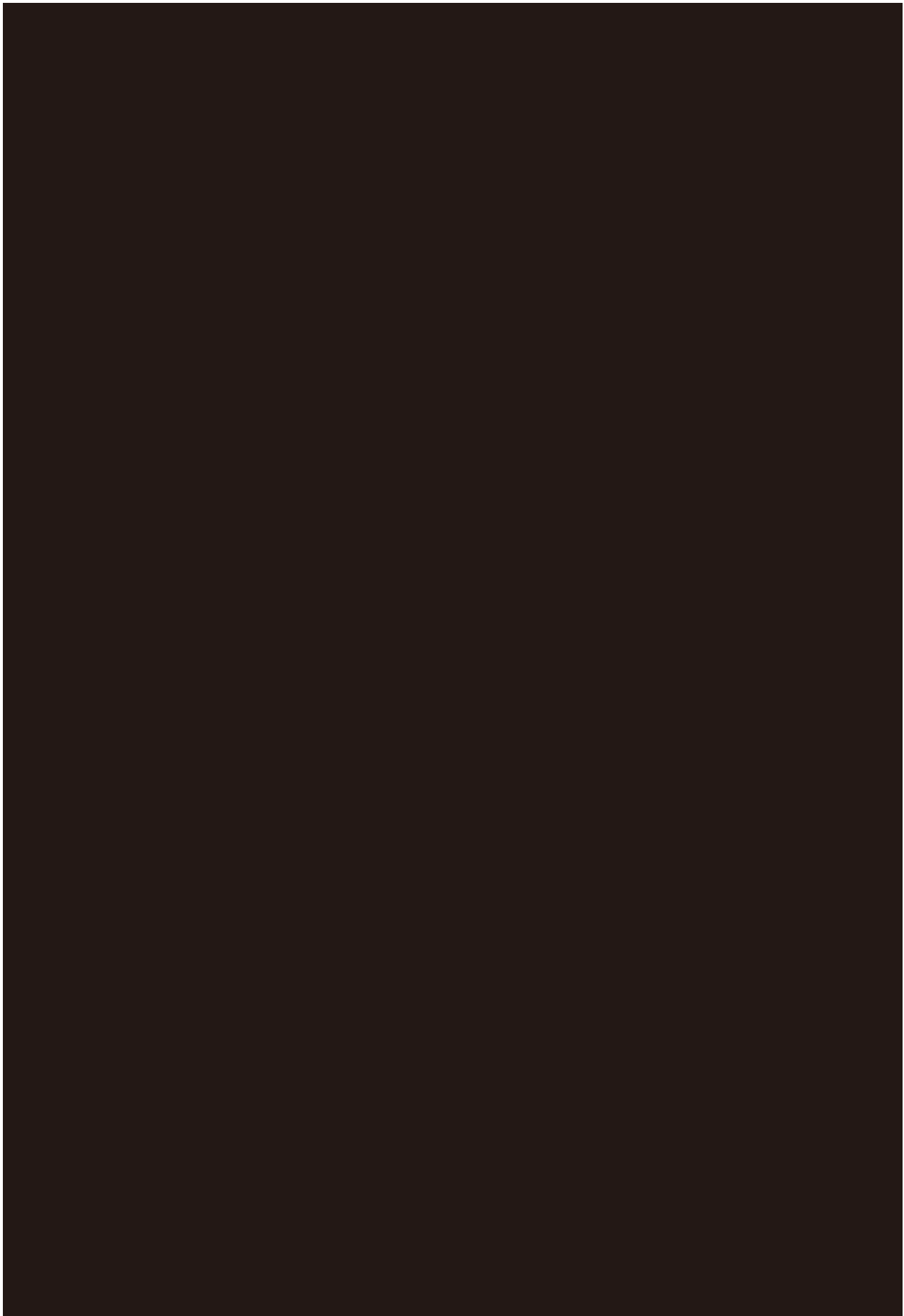
(一部抜粋)

- ・複数の占有申請及び使用申請の一括許可
- ・占有許可と使用許可の一括受付
- ・占有許可申請書の一括化
- ・更新手続制度の簡略化
- ・占有期間の柔軟な取扱い

7. その他

(1) 「ウォークブル推進」や、PRE(Public Real Estate 公的不動産)の活用の潮流

<p>第二次国土形成計画(全国計画) ※国土形成計画法に基づき 2015 年に閣議決定</p> <p>第 2 部 第 5 章 第 2 節 「国土基盤の有効活用(国土基盤を賢く使う)」より抜粋</p>	<p>現状において一定程度の利用があるインフラでも、従来の用途だけでなく、他の用途としても用いられ、インフラの便益の及ぶ範囲が広がる。また、既存のインフラを使いつつ、その空間を有効活用すれば、インフラの価値は更に高まる。こうしたことから、インフラに対するニーズの変化に応じ、インフラが本来有する機能に他の機能を付加(多機能化)し、インフラの多面的活用を推進する。</p> <p>…中略…</p> <p>さらに、オープンカフェ、広告塔、看板の設置等、地域のにぎわいの創出等のために、道路空間や河川空間の有効活用等、公共空間のオープン化を進める。このような取組とともに、駅前土地や市街地内の空き地を広場として整備し、住民同士あるいは住民と来訪者の交流、多様な民間活動等の拠点として活用する取組を推進する。</p>
<p>第 5 次社会資本整備重点計画 ※社会資本整備重点計画法に基づき、2021 年に閣議決定</p> <p>第 2 章 第 3 節「(2) 「インフラ経営」によりその潜在力を引き出すとともに、新たな価値を創造する」より抜粋</p>	<p>こうした社会情勢の変化に加え、今後、人口減少がさらに進み、厳しい財政制約が課される中で、国民の生活に必要な不可欠なインフラの持続可能性を高めるためには、インフラを国民が保有する「資産」として捉え、インフラを「経営」する発想が必要となってくる。特に、地方部においては、人口減少が進む中で、このような発想に転換することは必要不可欠である。</p> <p>…中略…</p> <p>また、既存のインフラの利活用の段階においては、自然災害時に避難場所や遊水地等として活用するなどの取組を進めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を取り入れ、例えば、道路空間をオープンカフェのように複合的に活用することや、インフラを観光資源として活用することで、インフラの新たな価値を発現し、地域振興や交流の創出に繋げる。その際、インフラ空間の活用を通じて収益を得る取組も進めていく必要がある。そして、新規インフラの整備段階においては、これまで述べたような維持管理・利活用も見据えた整備を実施しつつ、経営的な観点から使用料金の設定も積極的に検討する。</p>
<p>国土交通省が提示する『WEDO』の概念及び『WEDO』に賛同するウォークブル推進都市</p>	 <p>『WEDO』に賛同するウォークブル推進都市</p> <p>325 市区町村 (22年4月末時点)</p>





(6) 本事業に基づく道路占用許可申請書及び同添付資料例(別添)

(6) 本事業に基づく道路占用許可申請書及び同添付資料例

様式第5

道路占用許可申請書
協議書

新規 更新 変更 第 号
年 月 日

(対象道路管理者名) 殿

〇〇 年 〇 月 〇 日

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所 〇〇市△△区〇〇町×番△号

氏名 〇〇協議会 事務局長 ×× △

担当者 プロジェクト担当 △ 〇〇

TEL 000-0000-0000

E-mail 〇〇××△△@〇〇.jp

道路法 第32条 の規定により 許可を申請 します。
第35条 協議 書

• 占用の場所、占用物件について添付資料で説明

占用の目的	例) ウォークアブルな〇〇通り実現プロジェクト		
占用の場所	路線名	〇〇通り (〇道〇〇号線)	車道・歩道) その他
	場所	(自) 〇〇市△△区〇〇から ~ (至) 〇〇市△△区××まで	
占用物件	添付資料のとおり		
	名称	規模	数量
	添付資料のとおり		
占用の期間	〇〇年〇月〇日から 〇〇年△月△日まで	間	占用物件の構造
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工事実施の方法
道路の復旧方法			添付書類
備考			

記載要領

- 「許可申請協議書」、「第32条 及び 「許可を申請協議書」 については、該当するものを○で囲むこと。
- 新規 更新 変更 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

添付資料①：占有の場所について

① 占有の場所

- 占有の場所を以下の通り特定する。
- 占有の場所内においては、転占用（占有許可を受けた事業者がその許可の範囲内で、移動販売事業者等との間で、占有権原を設定することを、以下、便宜上「転占用」とする。）の設定と**占有物件（次頁）**の設置が想定されている。

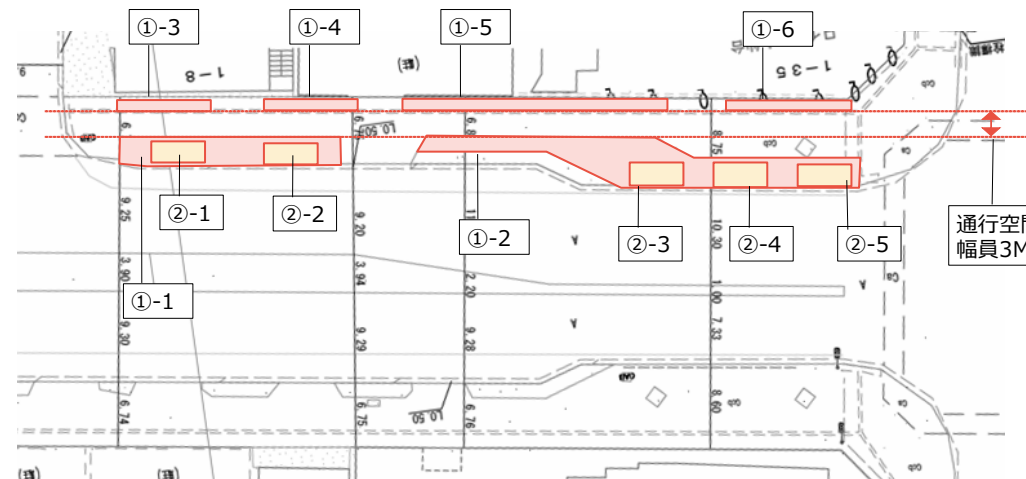
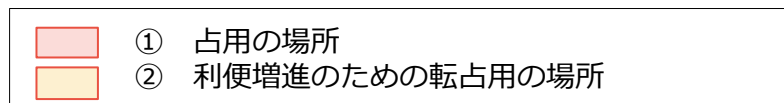
記号	規模	数量
①-1	最大幅 3 M × 延長 2 0 M	6 0 m ²
①-2	最大幅 4 M × 延長 4 0 M	1 6 0 m ²
①-3	最大幅 1 M × 延長 1 0 M	1 0 m ²
①-4	最大幅 1 M × 延長 1 0 M	1 0 m ²
①-5	最大幅 1 M × 延長 3 0 M	3 0 m ²
①-6	最大幅 1 M × 延長 1 0 M	1 0 m ²

② 利便増進のための転占有の場所

- 主として利便増進を目的として転占用が設定される場所を、以下の通り特定する。
- 転占有の場所内においては、**占有物件（次頁）**の設置が想定されている。

名称	規模	数量
②-1	最大幅 2 M × 延長 5 M	1 0 m ²
②-2	最大幅 2 M × 延長 5 M	1 0 m ²
②-3	最大幅 2 M × 延長 5 M	1 0 m ²
②-4	最大幅 2 M × 延長 5 M	1 0 m ²
②-5	最大幅 2 M × 延長 5 M	1 0 m ²

平面図（例）



添付資料②：占有物件（目的の異なる2種）について

①滞在快適性を高めるための占有物件

- 滞在快適性を高めるための占有物件の**最大の大きさは（幅1m、延長1m、高さ1cm）**とし、総量としては**占有の場所に収まる数量**に留める。

（1号物件）

記号	物件名称	主な用途
a	ベンチ、イス、テーブル	来街者の休憩等
b	植物プランター類	環境形成、空間間仕切り

（7号－1物件）

記号	物件名称	主な用途
c	立て看板、フラッグ	情報提供

②利便増進に供する占有物件

- 利便増進に供する占有物件の**最大の大きさは（幅2m、延長5m、高さ2.5m）**とし、総量としては**転占有の場所に収まる数量**に留める。
- 転占有の場所の範囲内において、移動式販売事業者等が、占有許可を受けた事業者から転占有の設定を受けた上、利便増進に供する占有物件の設置を行う場合は、別途、添付資料③に示す手続きの履践や取り決めの遵守を前提とする。

（6号物件）

記号	物件名称	主な用途
d	屋台、売店	キッチンカーを含む飲食物・物品等販売。案内、受付等

（7号－8物件）

記号	物件名称	主な用途
e	食事施設、購買施設	テーブル・イス等と組み合わせた移動式施設等による飲食物・物品等販売。案内、受付等

添付資料③： 移動式販売事業者等が、転占有の設定を受け、占用物件の設置を行う場合の手続き等

用語定義

転占有：移動販売事業者等が、占用許可を受けた事業者から、当該許可の範囲内で転占有の占有権原の設定を受けた上、主として利便増進に供する占用物件の設置を行い、かつ、当該占用物件の活用を通じて転占有の設定場所内を占有する行為。

転占有者：占有許可を受けた事業者との間で、転占有の占有権原の設定を受けた移動式販売事業者等。

道路活用規約：転占有、及び、利便増進に供する占用物件の設置に関するルール、ならびに、同ルール違反時のペナルティを定めたもの。占有許可を受けた事業者が作成する。

転占有の設定に際しての事前手続き

転占有者が転占有の設定を受けるに際しては、道路占用許可を受けた事業者が作成した**道路活用規約に同意する必要がある**。

転占有者が規約に反した場合には、転占有権原の剥奪等、規約に示すペナルティを課す。

